

### 3.2. 中央最低賃金審議会

最低賃金額の決定の前提となる

基本的事項に関する考え方につ

いて(答申) (56.7.29.)

#### 1 産業別最低賃金のあり方

##### (1) 基本的考え方

現行の大きくりの産業別最低賃金は、最低賃金の適用の効率的拡大を図るという役割を果たしてきたが、地域のすべての労働者に適用される最低賃金である地域別最低賃金が定着し、低賃金労働者の労働条件の向上に実効をもつようになってきた現在においては、現行産業別最低賃金のこうした経過措置的な役割・機能の見直しを行うことが必要である。

今後の産業別最低賃金は最低賃金法第11条に基づくもののほか、関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに限定して設定すべきものとする。この考え方に則り、今後、産業別最低賃金は、最低賃金法第11条の規定に基づくもののほか、次のいずれかの基準を満たす小さくりの産業であって、同法第16条の4の規定に基づき、関係労使の申出があったものに設定するものとする。

(イ) 同種の基幹的労働者の相当数について、最低賃金に関する労働協約が適用されている産業

(ロ) 事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について最低賃金を設定する必要の認められる産業

上記の考え方に基づく産業別最低賃金の設定については、今後、本審議会において、昭和56年度中に成案を得ることを目途に、その具体的な運用方針を検討し、昭和57年度から着手するものとする。

##### (2) 現行の産業別最低賃金の改善

今後の産業別最低賃金は、上記(1)の考え方に基づき設定することとするが、現行の産業別最低賃金についてはそれぞれの都道府県の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会は次のような運用を図るものとする。

地域別最低賃金の対象とすることを適当と認められた業種及び業務については、当該産業別最低賃金は適用除外とすることができる。

当該産業に従事する労働者のうち、18歳未満及び65歳以上の者については、当該産業別最低賃金の金額との関連において必要と認めるときにこれを適用除外とすることができる。

##### (3) 現行の大きくり産業別最低賃金の廃止の時期及び方法の検討

現行の大きくり産業別最低賃金を廃止する時期及び方法については、上記(1)の考え方に基づく産業別最低賃金の設定状況及び(2)の改善の実績を勘案し、昭和60年度において決定するものとする。

##### 2 高齢者の扱いその他適用労働者の範囲

(1) 上記1の(1)の考え方に基づく産業別最低賃金においては、その性格・機能にかんがみ18歳未満及び65歳以上の労働者は適用除外とすることができる。

(2) 地域別最低賃金は、高齢労働者、若年労働者を含むすべての労働者に適用する。

##### 3 最低賃金額の表示単位期間のとり方

表示単位としては、賃金支払形態、所定労働時間などの異なる労働者についての最低賃金適用上の公平な点から、将来の方向としては時間額のみが表示が望ましいが、当面は、現行の日額、時間額併設方式を継続する。